

～年末調整～

年末調整とは「1年間の給与の総額から年税額を算出し、月々の給与から源泉徴収した税金の合計と比較して、その過不足を精算するもの」です。詳しい資料も併せて配付しますので、各自が該当する申告をご覧になってください。※講師の方は、書類が届いたら渡します。

扶養控除等申告書 10/5（金）しめきり

1. 氏名・住所・所属名・コード・扶養親族等記載内容について
変更や間違い、訂正もれなどはありませんか？
(※「あなたの個人番号」欄は、新規・変更者以外は記入しない)
2. 扶養親族（A・B欄に該当者）がいる時
 - ・給与 → 本年中の合計所得額が、38万円以下（控除対象配偶者は、85万円以下）
年間収入額 103万円以下（控除対象配偶者は、150万円）の場合扶養に該当
見積み額をすべて記入
 - ・その他の所得の場合→所得の種類と見積み額を記入 0円は“0”と記入
(合計所得 38万円以下)
…例えば「アルバイト収入」「国民年金」「農業所得」などと具体的に記入
 - ・住所は正確に記入…「同居」「//」はダメです！

扶養親族が別居している時（同一生計の確認！）

 - ① その親族について扶養手当や共済の認定がされている場合は、氏名の左側連番に赤 ○
 - ② ①以外の場合は申立書が必要です。

扶養親族が国外に居所を有する時

 - ・「非居住者である親族」の欄に○、金額欄に送金額を記入
 - ・親族関係書類及び送金関係書類を添付
3. 年金受給者 65歳未満＝108万円以下が扶養に該当
65歳以上＝158万円以下が扶養に該当
年金の種類（国民年金・厚生年金・共済年金等）も必ず記入
4. 事業所得など所得の見積み額が明確でない場合は、確定申告で控除を受けてください。



※訂正がある時 = 高知市本町3-6-27

臨時的任用職員、非常勤職員の方で、辞令が切れている間に他に収入があった場合は「源泉徴収票」が必要です。ご注意ください。

収入とは：自営業の場合には売上金額、サラリーマンの場合には源泉徴収額（所得税など）や社会保険料等を差し引く前の額です。

所得とは：収入から必要経費を差し引いた額です。

私たちサラリーマンの場合、必要経費の特定がむずかしいため、「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められています。

配偶者特別控除申告書 10/15（月）しめきり

扶養控除の対象配偶者に該当しない方。（ただし所得が123万円以下）扶養控除申告書に源泉控除対象配偶者の記載がある場合は、全員この配偶者控除等申告書の提出が必要です。

- ・源泉徴収票等の添付書類の提出は必要ありません。
- ・誤りがあれば、税務署から指摘され、追徴されるので、十分精査し記入してください。
- ・源泉徴収票が届いたら必ず金額の確認をし、訂正があれば連絡してください。

住宅借入金等特別控除申告書 11/9（木）しめきり

※公立学校共済の年末残高証明書は、10月15日に送付される予定です。

保険料控除等申告書 10/15（月）しめきり

金額は、昨年度の控除の金額ではなく、証明書の金額を確認して記入

1 氏名・住所について確認して記入

2 氏名横に 押印

3 保険料について記入

- 各控除欄は空白のないように、すべて記入
- 「差引保険料等の金額」欄 = 下段に記入
- 契約者の氏名が本人でないとき = 申立書を添付

ただし扶養控除申告書に記入している者＝氏名の左側に赤○をつけてOK



差引保険料の金額
訂正は
|| のみで
訂正印
不用

○生命保険料

各保険料控除の合計適用限度額・・・12万円

◎旧制度適用（H23.12.31 以前に締結した保険）

A 一般の生命保険料◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円

B 個人年金保険料 ◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円

C 介護医療保険料 なし

=年金の支払開始年月日を必ず記入。

◆新制度適用（H24.1.1 以後に締結した保険）

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

新制度の保険は、すべて確認印か証明書が必要

各保険の証明書で新・旧の区分を確認し
どちらかに○を記入

○損害保険料（長期）20,000 円を超えると 一律 15,000 円の控除

「保険期間 10 年以上かつ満期返戻金有り」の場合のみ該当

○損害保険料（地震）50,000 円を超えると 一律 50,000 円の控除

○社会保険料＝扶養親族の国民年金などを支払っている場合

→ 領収書の写し等納付を証明する書類を添付のこと

○小規模企業等共済掛金 = iDeCoも該当するので記入（10月下旬ころ証明書着予定）

4 団体特約保険（生協・ジブラルタ生命等扱い）以外は 証明書等を添え提出

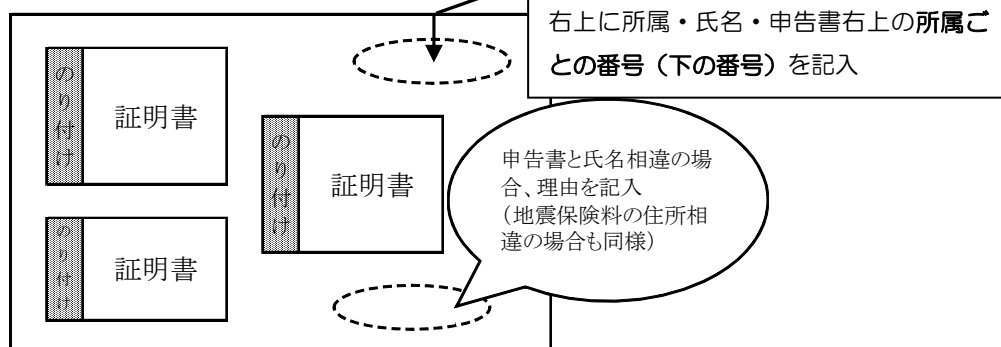
証明書必要なし → 校長または担当者が確認の上、押印して証明とします。

証明書が届いていない場合は、会社に金額を確認の上記入し証明書が届き次第提出してください。

<県への最終しめきり 12/27（木）>

《証明書の貼り方》

A4 コピー用紙



提出前にチェックシートで内容の確認をお願いします。

（平成 30 年度の年末調整の最終しめきりは、平成 31 年 1 月 4 日です。以降は各自で確定申告が必要です。）